

長浜市告示第20号

長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月27日

長浜市長 浅見 宣義

別表第2第9号を次のように改める。

(建設業法等違反行為)	
9 有資格業者等が次に掲げる処分等をされたとき。	
(1) 市発注の工事等において、次のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	9
イ 建設業法第28条の規定（以下「処分規定」という。）により、有資格業者が15日以上の営業停止処分を受けたとき。	6
ウ 処分規定により、有資格業者が15日未満の営業停止処分を受けたとき。	4
エ 処分規定により、有資格業者が指示処分を受けたとき。	3
(2) 9(1)以外の場合で、次のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、滋賀県内に本店を有する有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6
イ 処分規定により、有資格業者が滋賀県を範囲に含む15日以上の営業停止処分を受けたとき。	4
ウ 処分規定により、有資格業者が滋賀県を範囲に含む15日未満の営業停止処分を受けたとき。	3
エ 処分規定により、滋賀県内に本店を有する有資格業者が指示処分を受けたとき。	3
(3) 9(1)及び(2)以外の場合で、次のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3
イ 処分規定により、有資格業者が15日以上の営業停止処分を受けたとき。	3
ウ 処分規定により、有資格業者が15日未満の営業停止処分を受けたとき。	2
エ 処分規定により、有資格業者が指示処分を受けたとき。	1
附 則	

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。